

国地契第 8 9 号  
国官技第 2 7 2 号  
国営計第 1 0 8 号  
平成 2 7 年 3 月 6 日

各地方整備局総務部長 殿  
企画部長 殿  
営繕部長 殿

大臣官房地方課長  
大臣官房技術調査課長  
大臣官房官庁営繕部計画課長  
( 公 印 省 略 )

「工事現場における適正な施工体制の確保等について」の一部改正について

「建設業法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第55号)が公布され、平成27年4月1日に一部施行されることに伴い、「工事現場における適正な施工体制の確保等について」(平成13年3月30日付け国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、通知する。

記

前文を次のように改める。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。)においては、工事現場における適正な施工体制の確保のため、発注者が点検その他の必要な措置を講じることが義務付けられ、また、同法に基づく公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(平成13年3月9日閣議決定。以下「適正化指針」という。)においては、要領の策定等による統一的な監督の実施に努めることとされている。また、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、これらの工事の適正な施工の確保の徹底が求められていること等を背景として、平成26年6月4日に建設業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第55号)が公布され、適正化指針についても同年9月30日に一部改正されたところである。

ついては、適正化法及び適正化指針の改正の趣旨を踏まえ、発注者が施工体制を適切に把握するための点検その他の必要な措置を統一的に行うため、「工事現場等における施工体制の点検要領」を別添のとおり定めたので通知する。

別添中「入札・契約手続」を「入札契約手続」に改める。

別添2. 中「建設業法第24条の7に該当する工事(下請契約の請負金額の合計金額が3,000万円以上のもの。ただし、建築一式工事の場合は、4,500万円以上のもの。)」を「下請契約を締結した工事」に改める。

別添3. 1) 中「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「適正化法」という。)(平成12年11月27日公布)及び同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」(平成13年3月9日閣議決定)」を「適正化法及び適正化指針」に改め、同2)一及び二を次のように改める。

一 建設業法第8条第9号、第10号(同条第9号に係る部分に限る。)、第11号(同条

第9号に係る部分に限る。)、第12号(同条第9号に係る部分に限る。 )若しくは第13号(これらの規定を同法第17条において準用する場合を含む。 )又は第28条第1項第3号、第4号若しくは第6号から第8号までのいずれかに該当すること。

二 適正化法第15条第2項若しくは第3項、同条第1項の規定により読み替えて適用される建設業法第24条の7第1項、第2項若しくは第4項又は同法第26条若しくは第26条の2の規定に違反したこと。

別添4. 1)及び同2)中「本官契約工事ならびに工事希望型及び公募型指名競争入札の分任官契約」を「2. 前段に定める工事に該当すると見込まれる」に、同3)中「請負金額2,500万円以上(建築一式は5,000万円以上)の契約」を「2. 前段に定める」に改める。

#### 附 則

この通知による要領は、平成27年4月1日以降に契約する工事について適用する。